

自動的情報交換等の射程範囲

税理士 高山 政信

[事例]

近年、富裕層対策として、納税者に各種の報告を求める制度が創設された他に、国外転出時課税制度（以下「出国税」という。）の創設或いは海外からの各種税務情報の提供制度等、課税当局に多くの税務情報が集まる制度が整備されている。このような状況下において、税理士Aは、関与先法人のオーナー社長Bから、海外に資産を所有すると、課税当局への報告等の義務の内容及び海外の金融機関等からどのような情報が日本に来るのかという質問を受けた。特に、新聞等で報道された金融情報の自動的交換はどのような範囲で情報がもたらされるのかがBの关心事であった。AはどのようにBの質問に答えたらいよいか。なお、Aは、Bから国外に住所を移転する場合等の税務相談は受けていない。

[ポイント]

- 1 各種の報告義務等と租税条約に基づく情報交換の概要
- 2 共通報告基準（Common Reporting Standard : CRS）に基づく自動的情報交換

[検討]

1 各種の報告義務等と租税条約に基づく情報交換の概要

(1) 各種調書制度等の概要

富裕層の資産の動向に係る情報を得る目的で、各種の調書制度及び出国税の内容としては、①

国外送金等調書、②国外財産調書、③国外証券移管等調書、④財産債務調書、⑤出国税があるが、その概要は次のとおりである。

①国外送金等調書 (平成10年度改正)	外国への送金額及び外国から送金受領金額が100万円を超えるものについて、金融機関から税務署に提出される法定の報告書である。
②国外財産調書 (平成24年度改正)	その年の12月31日においてその価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を保有する居住者（非永住者を除く。）は、その年の翌年の3月15日までに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した当該調書を、所轄税務署長に提出しなければならない。
③国外証券移管等調書 (平成26年度改正)	この制度は国外送金等調書と異なり金額の基準がなく、国外証券移管等をした有価証券の価額にかかわらず、金融商品取引業者等は国外証券移管等調書を移管等の日の翌月末までに所轄税務署長に提出する。
④財産債務調書 (平成27年度改正)	当該調書の提出が必要な個人とは、所得税等の確定申告書の提出が必要な個人で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上ある財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する個人である。

⑤出国税 (平成27年度改正)	この制度における納税義務者は居住者のうち、国外転出後に日本における居住形態が非居住者となる者である。この税は、次の①及び②に掲げる要件を満たす居住者について、適用する。 ① 国外転出時における国外転出特例対象財産の合計額が1億円以上である者 ② 国外転出の日前10年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間として一定の期間の合計が5年超である者
--------------------	---

なお、「財産債務調書」の提出が必要な個人が、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する場合、国外財産調書の提出も必要になる。

(2) 租税条約等による情報交換

租税条約の改正等により情報交換の範囲が拡大している。平成28年11月に国税庁が公表した「平成27事務年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要」によると、その概要は次のとおりである。

イ 要請に基づく情報交換

国税庁から外国の税務当局に発した要請に基づく情報交換件数は366件で、その内訳は、アジア・大洋州が291件で全体の8割を占めている。逆に、外国の税務当局から国税庁に寄せられた要請に基づく情報交換件数は158件である。

ロ 自発的情報交換

国税庁が提供した自発的情報交換件数は186件、外国の税務当局から提供された件数は33件である。

ハ 自動的情報交換

国税庁から外国の税務当局に提供された自動的情報交換の件数は、約188,000件で、外国の税務当局から国税庁に提供された件数は約117,000件である。

(3) 事例との関係

事例では、Bは国外転出の予定がないのであるから、出国税について考慮する必要はない。また、各種調書制度も、国外送金或いは国外証

券移管がなければ、これらの調書の関係はなく、国外財産調書及び財産債務調書のいずれもが、B本人が承知している内容であることから、その提出時にA税理士から説明があれば済む内容である。

これらとは別に、租税条約等による情報交換という制度がある。現在日本が締結している租税条約の多くは、二国間における包括的所得税租税条約というものであるが、近年、バミューダ情報交換協定以降、ケイマン諸島、英領バージン諸島等といふいわゆるタックスヘイブンとの情報交換に特化した協定が締結されている。

上記(2)の情報交換のうち、ハの自動的情報交換は、利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等に関する情報が、支払国から受領国の課税当局に送られてくるもので、課税当局は、これらの情報と申告内容の不合等を行い、申告漏れ等の有無の確認を行っている。したがって、Bにこれらに該当する所得があれば、その情報は日本に送られてくる可能性があるということである。

2 共通報告基準 (Common Reporting Standard : CRS) に基づく自動的情報交換

(1) 自動的情報交換の意義

この制度は、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避への対処をするため、OECDが、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準 (CRS)」を公表して、日本をはじめとする各国がその実施を約束したのである。その場合、CRSに基づいて、各国の課税当局は、自国内にある金融機関等から非居住者保有の金融口座情報の報告を受け、租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国の課税当局に対しその情報を提供することになる。

(2) 自動的情報交換の沿革

自動的情報交換制度がOECDから始まり各國が実施することに至って経緯は次のとおりである。

- ① 2008年のスイス UBS 事件（当銀行の元行員が脱税ほう助の疑いをかけられたことを契

機として、同行にある米国人の口座情報を米国財務省に通知することを米国が迫った事件)の結果、多くの米国人の国外銀行口座が租税回避に関連しているのではという批判が高まり、2010年3月、米国市民による外国金融機関の口座を利用した脱税を防止するために外国金融機関に米国人の口座情報を提供することを要請する「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」が米国で成立し、2013年1月から施行された。

- ② 2012年、各国がFATCAへの対応について米国と合意したことを契機に、OECDは、多国間及び二国間の自動的情報交換に関する国際基準の策定に着手した。2013年9月、G20首脳会議は、OECDによる国際基準の策定を支持するとともに、OECDが2014年央までに自動的情報交換の技術的様式を完成させることにコミットし、2015年末までにG20諸国間で自動的情報交換が開始されることを期待した。また、グローバル・フォーラムに、自動的情報交換の新国際基準の実施を監視し、レビューするメカニズムの設立を要請した。
- ③ 2014年1月、OECD租税委員会がCRSを承認。同年2月にOECDが公表し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議がこれを支持した。
- ④ 各国税務当局間で非居住者の口座情報を自動的に交換することについてG20サミットなどで合意したことを受け、日本は、平成27年度(2015年)税制改正により、日本の金融機関に対し非居住者の口座情報の報告を求める制度を整備し、平成30年度(2018年)を実施初年度とした。

(3) CRSの概要

CRSの概要是次のとおりである。

- ① 金融口座情報を報告する義務を負う金融機関は、銀行等の預金機関、生命保険会社等の特定保険会社、証券会社等の保管機関及び信託等の投資事業体である。
- ② 報告の対象となる金融口座は、普通預金口座等の預金口座、キャッシュバリュー保険契約・年金保険契約、証券口座等の保管口座及び信託受益権等の投資持分である。

- ③ 報告の対象となる情報は、口座保有者の氏名・住所(名称・所在地)、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、利子・配当等の年間受取総額等である。

以上の情報が租税条約等の情報交換規定に基づき、その非居住者の居住地国課税当局に対しその情報を提供されることになる。現在、日本を含む約100以上の国・地域が平成29年又は30年からこの共通報告基準に従った情報交換を開始することを表明している。日本は、平成30年以降、外国に開設された日本の居住者の金融口座情報の提供を受けることになる。なお、日本は、平成29年2月にバハマとの情報交換協定を改正して、国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的情報交換の条項を導入した。今後、他のタックスヘイブンとの情報交換協定が対バハマ協定と同様になると、タックスヘイブンとの間で金融口座の自動的情報交換が行われることになる。

(4) 自動的情報交換

従来の租税条約に基づき交換される情報は所得に係るものが主であったが、自動的情報交換では、金融機関等にある情報が日本の課税当局に届くことになる。外国がCRSに従ってどの程度の精度の情報を日本に提供するかは未知の領域といえるが、基本的に、国外金融機関から預金等の情報は提供されるものと認識することが必要といえる。A税理士はBに対してその旨を説明することになろう。